

徳島市行政不服審査会答申

(徳行不審答申第3号)

平成31年3月5日

徳行不審答申第3号
平成31年3月5日

審査庁
徳島市長 遠藤 彰良 殿

徳島市行政不服審査会
会長 豊永 寛二

行政不服審査法第43条の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年11月19日付行財発第52号により徳島市長から諮問のありました徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業利用不承諾決定に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

徳島市長（以下「処分庁」という。）が行った徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業利用不承諾決定（以下「本件処分」という。）に係る処分を取り消すべきであるとの審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 本件は、処分庁が行った本件処分に対し、介護保険サービスの利用者負担の増加を招いていること及び介護保険サービスを利用する権利が侵害されていることを理由として、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）をしたものである。
- 2 前提事実
諮問書、審査請求書、弁明書及び証拠書類等から以下の事実が認められる。
 - (1) 平成30年7月4日、審査請求人は、処分庁に対し徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業（以下「本件事業」という。）の利用申請をした。
 - (2) 平成30年7月23日、処分庁は、審査請求人に対し、市民税課税世帯であることを理由として、本件事業の利用を不承諾とする本件処分をした。
 - (3) 平成30年7月30日、審査請求人は、本件処分に不服があるとして、その処分の取消しを求める本件審査請求を審査庁である徳島市長に対して行った。
 - (4) 平成30年11月5日、審理員は、審理員意見書を審査庁に提出した。
 - (5) 平成30年11月19日、審査庁は、当審査会に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 本件処分は、介護保険サービスの利用者負担の増加を招いている。
- 2 本件処分により、審査請求人は介護保険サービスを利用する権利を侵害されている。

第4 処分庁の主張の要旨

- 1 審査請求人は、市民税非課税世帯であるが、扶養要件を判断する運用基準である市町村民税が課税されている人の控除対象者となっており、負担能力のある親族に扶養されている。このような場合、世帯分離していても同一世帯として判定を行っている。
- 2 審査請求人は、介護保険サービスの利用において、所得等に応じた特定入所者介護サービス費の給付（居住費・食費の利用者負担額の減額）、高額介護サービス費の給付（自己負担額の払戻し）を受けており、介護保険サービスの利用者負担は適正である。
- 3 審査請求人は、所得等に応じた適正な利用者負担による介護保険サービスを利用することができるため、介護保険サービスを利用する権利を侵害されているとはいえない。

第5 裁決についての審査庁の判断

本件審査請求は、取り消されるべきとし、その理由を審理員意見書の第3の理由のとおりにしている。

第6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の第3の理由と同旨であり、次のとおりである。

1 要綱の規定について

- (1) 本件処分の根拠は徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業実施要綱（以下「要綱」という。）であって、国の平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知に基づいて制定されたものである。この要綱は低所得生計困難者及び生活保護受給者について、介護保険法などに基づく費用の利用者負担を軽減することにより、対象者の福祉の増進と介護保険サービスの利用促進を図ることを目的としており、その軽減の対象者は要綱第3条に定められている。
- (2) また、同条の判断に関する資料として、処分庁から独自の基準ではなく平成17年8月5日全国介護保険担当課長会議資料が提出されており、その問8によれば、「扶養要件の基準について、市町村民税の控除対象者並びに医療保険の被扶養者となっていないことという基準で運用して差し支えないか。」との質問に対し、「扶養要件については、市町村民税の控除対象者や医療保険の被扶養者となっていなければ、要件を満たしていると取り扱って差し支えない。ただし、この基準に該当しない場合でも、実質的に扶養を受けていない者がいることも考えられることから、このような者が申告を行ってきた場合については、申告者に聞き取りを行うなどして

個々の事情を勘案して判断されたい。」と回答されている。

2 本件処分について

- (1) 本件処分申請時に提出された審査請求人の収入状況等申告書によると、①市町村民税が課税されている者の扶養（扶養控除対象者）となっているが、②健康（医療）保険においては扶養（被扶養者）となっておらず、また③市町村民税課税者と生計を共にしていないことについて記載されていることが認められる。
- (2) また、処分庁の弁明書によると、処分庁は、審査請求人は非課税世帯であるが、要綱第3条第4号に規定する「負担能力のある親族等に扶養されていないこと」に該当しない、すなわち負担能力のある親族等に扶養されているとして本件処分を行っている。
- (3) そして、本件処分を前記1の(2)の基準にあてはめてみるに、「市町村民税の控除対象者や医療保険の被扶養者となっていなければ、要件を満たしている」とされているところ、審査請求人は前記(1)の①のとおり課税者の扶養控除対象者となっていることから、このままでは要件を満たしているとはいえない。

しかしながら、前記1の(2)の基準は、続けて「実質的に扶養を受けていない者がいることも考えられることから」「申告者に聞き取りを行うなどして個々の事情を勘案して判断されたい」とも示しているところ、審査請求人は前記(1)の②及び③にあるとおり、健康（医療）保険の被扶養者にはなっておらず、課税者と生計を共にもしていない。これは実質的に扶養を受けていないことがうかがわれるが、聞き取り等の追加の調査がなされた形跡はないことから、本件処分は前記(1)の①の記載のみによって判断されたと認められる。

以上より、本件処分については、前記1の(2)の基準に照らせば、実質的な扶養を受けていないことがうかがわれるにもかかわらず、聞き取りなどの行うべき調査の疎略を行わず、また個々の事情を勘案して判断することを怠ったものであり、処分時に判断すべき事情について判断しなかった点につき違法があるものといえる。

3 理由の提示について

- (1) 審査請求人の提出した平成30年7月23日付け徳島市社会福祉法人等利用者負担軽減事業利用不承諾通知書（高福発第243号）によれば、本件処分の理由として「市民税課税世帯であるため」と記載されている。また、その備考欄に「税法上の所得控除において、市民税が課税されている方の扶養となっている場合、世帯分離していても同一世帯として判定を行います。」と記載されている。
- (2) 本件処分に適用される徳島市行政手続条例（平成11年徳島市条例第1号）第8条第1項本文が申請拒否処分の場合の理由提示を義務付けた趣旨は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に知

らせて不服の申立てに便宜を与えるものとされる。

本件処分についてどの程度の理由を提示すべきかは、少なくとも根拠及び事実並びにその適用関係を示す必要があるところ、本件処分において提示された理由は、処分庁が認定した「市民税課税世帯であるため」「税法上の所得控除において、市民税が課税されている方の扶養となっている場合、世帯分離していても同一世帯として判定を行います」という事実関係のみを提示しただけのものであって、本件処分をするに当たって根拠となるべき要綱第3条の規定や判断基準及びその適用関係について何ら提示していないことが認められる。

- (3) この場合において、本件の理由の提示の程度では、審査請求人は、なぜ自身が本件処分をされたのか当該理由のみをもって理解することは困難であるといわざるを得ない。例えば、要綱第3条第4号において「負担能力のある親族等に扶養されていないこと」が利用者負担軽減の承諾の要件であるところ、あなたは申請書類等によって親族の市町村民税課税者の扶養控除対象者となっていることが認められますので、同号に該当しないものとして不承諾とします、といったような記載にすべきであったと考えられる。

よって、本件処分は、徳島市行政手続条例第8条第1項本文に定める理由提示の要件を欠く違法なものであるといえる。

第7 結論

以上のとおり、本件処分は、その処分において基準に基づき判断すべき点について判断しなかったこと及び理由の提示においての根拠及び事実並びにその適用関係を示さなかったことについて、それぞれ瑕疵があり、違法な処分であるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、取り消されるべきである。

以 上

《参考1》

審議指名委員

会 長	豊永 寛二
委 員	永本 能子
委 員	南波 浩史

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成30年11月19日	審査庁から諮問書及び事件記録等の写しを受理
平成31年1月28日 (30年度第3回審査会)	事務局から概要説明を行った。 諮問の審議を行った。
平成31年3月5日 (30年度第6回審査会)	答申案の検討を行った。